

日本学生支援機構第二種奨学金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取り消しを受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず修業年限を超えて令和3年度も在籍することとなった者や、これを機に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者を対象に、第二種奨学金の申請受付を行います。申請を希望する学生は対応のエリア支援室にご相談ください。

【1】卒業予定期を超えて在学している者

○申込資格：以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
- (2) 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず卒業予定期を超えて在学することとなった者
- (4) 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ 新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由により、卒業予定期を超えて在学する者は、推薦の対象となりません。

○提出期限：2021年5月20日（木）支援室必着

【2】休学してボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

○申込資格：以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
- (2) 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていない者
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2021年度中に休学してボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている又は行う予定のある者

※ 申請時において既に活動が終了している者は対象外です。

- (4) 休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

○提出期限：2021年5月20日（木）支援室必着

【3】第二種奨学金を受給している休学中の者

○申込資格：以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を機に、2021年度中に休学してボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている又は行う予定のある者

※ 申請時に復学している者は対象外です。

- (3) 休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

○提出期限：毎月3日（土日祝日の場合はその翌日）

令和3年4月27日

学生部学生生活課